

令和2年2月17日

生徒・保護者 様

千葉県立千城台高等学校 事務室

令和2年度から、就学支援金の認定基準が変更になります。

従来の保護者の県民税・市民税所得割額による認定から、下記の課税所得を基にした認定に変更になります。令和2年1月1日現在の住民票の所在地によって異なりますのでご注意ください。

(政令市) $A = \text{地方税の課税所得} \times 6\% - \text{調整控除} \times 3/4$

(通常の市) $A = \text{地方税の課税所得} \times 6\% - \text{調整控除}$

保護者等のAの値の合算が30万4200円未満であれば認定になります。千葉県では千葉市のみが政令市です。

1 現在就学支援金の受給資格認定を受けている生徒

令和2年7月～令和3年6月(3年生は3月まで)の就学支援金を受給するかどうかの意思確認のため、意向確認書を提出していただく必要があります。用紙の配付、提出期限等は、4月以降改めて御案内します。

マイナンバーの写し等については、昨年度御提出済みの方は、改めて御提出いただく必要はありません。

2 現在就学支援金の受給認定となっていない生徒

平成31年度申請を辞退した方、所得制限により現在認定されていない方でも、令和2年度の支援金について申請していただくことができます。就学支援金の申請書類、マイナンバーカードの写し等の提出は、4月以降改めて御案内します。

重要

1、2のどちらも**令和元年(H31)の所得の申告が必要**です。

確定申告や年末調整を行っていない方は、マイナンバーによる税情報の取得ができないため、認定の遅延に伴う授業料のお支払いが発生する場合があります。

申告を行っていない方は必ず事務室まで連絡をしてください！！

不明な点は、事務室 TEL 043-236-0161 までお問い合わせください。